

## 医療費通知の今後の取扱いについて

### 1 経過

医療費通知の実施については、後期高齢者医療制度の施行に伴い、国庫補助事業の対象外とされたことや、これまで開催された運営協議会において委員の多くから実施を疑問視する意見が出されたこと、また、医療費通知に係る費用を全額負担いただいている市町村の昨今の財政状況が極めて厳しいことなどを考慮し、国において、医療費通知の実施を義務づけるなどの特段の措置がとられない限り、医療費通知をこれまでのように対象者全員に画一的に発行する方式から希望者のみに対して発行する方式に改める方向で検討することとする。

なお、見直しについては、方式の変更に伴うシステムの改修、被保険者に対する周知期間、被保険者に健康に対する認識を深めていただく広報のあり方の検討期間など、一定の準備期間が必要となることから、21年度をその準備期間と位置づけた上で、発行回数を当初の3回から1回削減し、2回とするとともに、22年度からの実施に向け、構成市町村と検討することとする。

この21年度の予算については、先般開催された平成21年第1回広域連合定例議会において、これらを説明の上、議決を得たところである。

### 2 今後の検討事項

#### (1) 希望者に対する実施回数

標準システムの構造上、医療費通知の随時出力が困難であることから、希望者であっても発行時期を定めた上で、年2～3回に限定するなどの発行の制約が必要である。

#### (2) 申請手続

受付事務の所管を広域連合とするか、又は市町村とするかなど、希望者からの受付方法・体制について、構成市町村と協議しながらそのスキームを構築する。

#### (3) 周知方法

21年度に実施する医療費通知はもとより、市町村広報誌やリーフレットなどを活用して周知を行い、希望者方式への円滑な移行を図る。

### 3 今後のスケジュール（案）

H21/3月	～		標準システムの検証（改修準備）
H21/4月	～	6月	運用整理（実施方法・受付体制等）
H21/6月	～	7月	実施方法・体制の市町村への説明
H21/9月			方式の変更を「医療費通知」に掲載
H21/10月	～	22/2月	方式の変更を「市町村広報誌」に掲載

H22/3月 方式の変更を「医療費通知」に掲載  
 時期未定 ～ 22/3月 標準システムの改修

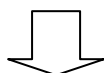
#### 4 他県広域連合実施状況

次のとおり、大半の広域連合において複数回実施しているが、国庫補助が廃止されたことや、明確な義務規定がないことなどの理由により、21年度においては、一度も発行しない予定としている広域連合もある（内訳別添）。

【前回調査（20年度状況）】

平成20年11月21日現在

発行回数	0	1	2	3	4	6	12	未定
広域連合数	3	6	4	18	11	2	1	2



【今回調査（21年度状況）】

平成21年2月23日現在

発行回数	0	1	2	3	4	6	12	未定	非公開
広域連合数	2	4	6	19	10	3	1	1	1

#### 【医療費通知を実施しない他の広域連合の主な理由】

- ・ 医療費通知は、レセプト点検などの他の医療費適正化事業に比べ、医療費適正化の効果は低いと考えられ、費用対効果に疑問がある。
- ・ 医療費通知は補助金の対象ともなっておらず、実施の義務もない事業であることから、医療費通知は行わずに、係るコストを他の医療費適正化事業等に充てる方が合理的である。
- ・ 制度が改正され、保険料の通知書、医療給付支給通知書等の様式がこれまでのものと違うものが送付される中、更に形式の違う医療費通知又は今まで送られてなかった医療費通知が届くことにより、被保険者を混乱させてしまうことが考えられる。
- ・ 医療費通知を見て医療機関にかかるなということかと捉える被保険者もあり、医療機関に行くのが遅れ、かえって医療費の負担増につながることも考えられる。
- ・ 医療費通知に対する問い合わせ先が広域連合であることから、多数の意見等が広域連合に集中することが予想され事務量が増える。また、市町村へ問い合わせるケースもあり、発送元ではない市町村の事務の負担となる。